

大安びあハウス指定短期入所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人モモが開設する大安びあハウス（以下「事業所」という）が行う指定短期入所の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

大安びあハウス

(2) 所在地

三重県いなべ市大安町南金井705番地97

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 医師 2名（非常勤2人）

健康管理・口腔管理を行う。

(3) 看護師 4名（非常勤4人）

健康管理及び健康相談・主治医との連携による医療処置を行う。

(4) 生活支援員 3名（常勤1人、非常勤2人）

金銭管理・生活援助・入浴・排泄介助等を行う。

(5) 世話人 4名（非常勤4名）

(6) 事務員・管理栄養士・厨房職員

適当数

(利用定員)

第5条 事業所の利用者の定員は、3人とする。

(指定短期入所の内容)

第6条 指定短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第7条 指定短期入所を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から障害者自立支援法（以下「法」という）第29条第3項第1号の規定により算定された費用の額（その額が現に当該短期入所に要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く）の額を超えるときは、当該短期入所に要した費用の額）の支払いを受けるものとする。

3 次に定める 費用については、利用者から徴収する。

(1) 食事の提供に係る費用 1550円

朝食 1食につき410円

昼食 1食につき570円

夕食 1食につき570円

(2) 室料・居室に係る光熱水費 1日につき2206円

(3) 日用品費の実費

(4) その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支出を受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者等に対して説明した上で、同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し領収証を交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者は、サービスの提供を受ける際に次の事項について留意するものとする。

- (1) 健康状態の情報提供や異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- (2) 医師による食事制限、運動制限、入浴制限など療養上の留意事項については、その旨申し出ること。
- (3) 入浴時には、安全に留意して入浴すること。
- (4) 施設の利用にあたっては、建物、備品等を大切に扱うこと。
- (5) 第10条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第9条 指定短期入所の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 指定短期入所の提供中に事故が発生した時は、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 指定短期入所の提供中により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という）に対処するための具体的な計画を立てておくとともに、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携を確認し、非常災害に備えるため定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の作成に関する事項)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第12条 従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(主たる対象者の障害の種類)

第13条 事業の主たる対象者とする障害の種類

特になし

(虐待防止のための措置)

第 14 条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(虐待の防止)

第 15 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前 2 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束の禁止)

第 16 条 事業所は、サービスを提供するにあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情解決)

第 17 条 提供した指定短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定短期入所に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定短期入所に関し、法第 11 条第 2 項の規定により都道府県が行う報告若しくは指定短期入所の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 提供した指定短期入所に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長

が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 5 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(従業員の研修)

第18条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年3回

(その他運営についての重要事項)

第19条 事業所は、利用者に対し適切な指定短期入所を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 6 事業者は、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該指定短期入所を提供した日より5年間保存する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会法人モモと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から第8条、第10条を変更、第9条2項3項、第19条4項を追加して施行する。